

大分県報

平成二十八年
号外（五九）
四月一日

（金曜日）

○公安委員会規則

平成二十七年十二月二十八日付け大分県報号外（二三七）に登載の大分県警察本部訓令第二十一号（大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程の一部改正）中の訂正……………一五

目次

公安委員会規則

大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則の一部改正……………	一
大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正……………	一
大分県公安委員会審査請求手続規則の制定……………	三
行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定……………	八
大分県道路交通法施行細則の一部改正……………	一〇
警察本部告示	
行政不服審査法の施行に伴う関係告示の整備に関する告示の制定……………	一一
警察本部訓令	
大分県警察における処務に関する訓令の一部改正……………	一二
警察官の服制に関する規程の一部改正……………	一二
大分県警察文書管理規程の一部改正……………	一三
行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定……………	一三
正 誤	
平成七年四月一日付け大分県報号外（七七）に登載の大分県公安委員会規則第三号（大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則）中の訂正……………	一五
平成二十四年三月二十八日付け大分県報号外（二九）に登載の大分県警察本部訓令第五号（大分県警察文書管理規程の一部改正）中の訂正……………	一五
平成二十七年十二月二十八日付け大分県報号外（二三七）に登載の大分県公安委員会規則第十五号（大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正）中の訂正……………	一五
平成二十七年十二月二十八日付け大分県報号外（一三七）に登載の大分県警察本部告示第六十二号（大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正）中の訂正……………	一五

大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年4月1日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則（平成7年大分県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	交通整理、交通指導取締り等に従事する交通機動隊員等以外の警察官	を
-------	---------------------------------	---

交通整理、交通指導取締り等に従事する交通機動隊員等以外の警察官	交通捜査活動服	に改める。
---------------------------------	---------	-------

この規則は、公布の日から施行する。

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年4月1日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第3号 大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のよ

うに改正する。
別表の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に規定する事務（公安委員会が審査庁、旭分庁、不作為庁又はその他の行政庁である場合における審査庁等としての公安委員会の事務）の項を削り、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に規定する事務の項の次に次のように加える。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に規定する事務（審査庁としての公安委員会の事務）	第9条第3項において読み替えて適用する第44条 第9条第4項 第14条 第9条第3項において読み替えて適用する第44条 第9条第4項 第14条	審理手続の終結 審査請求の採決 職員に対する審理手続の指示 審査請求の引継ぎ 審査請求の引継ぎを受けた場合における審査請求人及び参加人への通知 標準審理期間の定め 審査請求人の申立て又は職権による執行停止 審査請求人の申立てによる執行停止 執行停止の取消し 第3条第5項 第26条
大分県公安委員会審査請求手続規則（平成28年大分県公安委員会規則第4号）に規定する事務（審査庁としての公安委員会の事務）	第4条第3項	指定に関する意見

事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）に規定する事務

第6条第2項において準用する第4条第3項	指定の有効期間の延長に関する意見
第7条第2項において準用する第4条第3項	指定の取消しに関する意見
第9条	規制対象財産等に係る行為の許可
第10条第1項	許可申請書の受理
第12条第1項	許可の条件の付加及び変更
第13条第1項	許可証の交付
第13条第2項	再交付申請の受理及び許可証の再交付
第13条第3項	返納に係る許可証の受理
第14条	許可の取消し
第16条第1項	支払の禁止命令
第16条第2項	支払の禁止命令に係る通知
第16条第3項	官報による公告
第17条第1項	支払の禁止命令の取消し
第17条第2項	規制対象財産の提出命令及び仮領置
第17条第3項	仮領置に係る規制対象財産の引継ぎ
第17条第4項	仮領置に係る規制対象財産の返還申請の受理
第17条第5項	仮領置に係る規制対象財産の返還

第17条第7項	規制対象財産の仮領置の継続
	規制対象財産の返還
第17条第8項において準用する第17条第2項	規制対象財産の仮領置の継続に係る通知
	仮領置に係る規制対象財産の引継ぎ
第17条第8項において準用する第17条第3項	規制対象財産の仮領置の継続引継ぎに係る通知
	仮領置に係る規制対象財産の返還申請の受理
第17条第8項において準用する第17条第4項	仮領置に係る規制対象財産の返還
	仮領置に係る規制対象財産の返還
第17条第8項において準用する第17条第5項	規制対象財産の仮領置の継続
	規制対象財産の返還
第17条第8項において準用する第17条第7項	規制対象財産の仮領置の継続
	規制対象財産の返還
第19条	資料提出及び協力の要請
第20条第1項	報告及び資料提出の要求
	警察職員による立入検査等
第21条	公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に関する情報の提供等
	更に反復して公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令
第22条第1項	更に反復して公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令

第22条第2項	再び公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令
	国家公安委員会への報告
第23条	国家公安委員会からの通報の受理

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県公安委員会審査請求手続規則をここに公布する。

平成28年4月1日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第4号

大分県公安委員会審査請求手続規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大分県公安委員会に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、行政不服審査法（平成26年法律第88号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(審理官)

第3条 大分県警察本部長は、大分県公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁（法に規定する審査庁としての大分県公安委員会をいう。以下同じ。）が行う審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる警察職員のうちから2人以上の審理官を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に対し書面により通知するものとする。ただし、法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 大分県警察本部長は、2人以上の審理官のうち、1人を当該2人以上の審理官を代表する者として、1人を当該2人以上の審理官が行う事務を調整する者として指定するものとする。

<p>3 大分県警察本部長が第1項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならぬ。</p> <p>(1) 審査請求人</p> <p>(2) 審査請求人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族</p> <p>(3) 審査請求人の代理人</p> <p>(4) 前2号に掲げる者であった者</p> <p>(5) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>(6) 利害関係人</p> <p>4 大分県警察本部長は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る第1項の規定による指名を取り消さなければならない。</p> <p>5 審理官は、法の規定による裁決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出して審理の状況を報告しなければならない。</p> <p>(物件の提出の方法)</p> <p>第4条 法、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）及びこの規則の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、大分県警察本部長を経由して行うものとする。</p> <p>(総代の互選の方式等)</p> <p>第5条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。</p> <p>2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>(参加の許可の通知等)</p> <p>第6条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。</p> <p>3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>(補正の命令の方式)</p> <p>第7条 法第23条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。</p> <p>(執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等)</p>	<p>第8条 法第25条第3項の規定による意見の聴取は、書面により行うものとする。</p> <p>2 審査庁は、法第25条第2項又は第3項に規定する執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。法第25条第2項の申立てが行われた場合において、同項に規定する執行停止をしないこととしたときも、同様とする。</p> <p>(執行停止の取消しの通知)</p> <p>第9条 審査庁は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>(審査請求の取下げの通知等)</p> <p>第10条 審査庁は、法第27条第1項の規定による審査請求の取下げがあつたときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人。第26条第2項において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>2 審査庁は、前項の審査請求の取下げがあつたときは、法第22条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付調書（第1号様式）と引換えに行わなければならない。</p> <p>(処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式)</p> <p>第11条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。</p> <p>(反論書等を提出すべき期間の通知)</p> <p>第12条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項の相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>(意見の陳述の機会供与の通知等)</p> <p>第13条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項本文の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。</p> <p>(1) 事案の件名</p> <p>(2) 意見の陳述の日時及び場所</p> <p>(3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所</p> <p>(4) 意見の陳述の要旨</p>
--	---

<p>2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。</p> <p>(補佐人同伴の許可の通知)</p> <p>第14条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>(証拠書類等を提出すべき期間の通知)</p> <p>第15条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項の相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>(物件の提出の通知等)</p> <p>第16条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項本文の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項に規定する意見の聴取の場において行われる場合であつて、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。</p> <p>2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。</p> <p>(証拠書類等の管理)</p> <p>第17条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録(第2号様式)を作成しなければならない。</p> <p>(1) 事案の件名</p> <p>(2) 提出を受けた年月日</p> <p>(3) 提出人の氏名及び住所</p> <p>(4) 提出を受けた書類その他の物件の種類</p> <p>2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。</p> <p>3 審査庁は、必要がなくなつたときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。</p> <p>4 第10条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。</p>	<p>(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)</p> <p>第18条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>(参考人の陳述の通知等)</p> <p>第19条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求し、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、書面により行うものとする。</p> <p>3 第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第13条第1項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条に規定する参考人の陳述について、それぞれ準用する。</p> <p>(検証の通知等)</p> <p>第20条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。</p> <p>3 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。</p> <p>(1) 事案の件名</p> <p>(2) 検証の日時及び場所</p> <p>(3) 立会人の氏名及び住所</p> <p>(4) 検証の結果</p> <p>4 第16条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。</p> <p>(質問の通知等)</p> <p>第21条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、</p>
---	--

書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。
3 第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第13条第1項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

（意見の聴取の通知等）

第22条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第13条第1項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

（提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等）

第23条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書（第3号様式）を送付して行うものとする。

（手続の併合又は分離の通知）

第24条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（審理手続の終結の通知）

第25条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

（裁決書の謄本の送達的方式等）

第26条 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

2 審査庁は、法第51条第2項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（証拠書類等の返還に関する規定の準用）

第27条 第10条第2項後段の規定は、法第53条の規定による返還について準用する。
（審理官に関する規定の適用除外等）

第28条 大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第15条の2の審査請求及び大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第28条の2の審査請求については、第3条及び第11条の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式 (第10条、第17条、第27条関係)

年 月 日

選 付 請 書

大分県公安委員会 殿

住 所
氏 名

㊦

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番号	標 目	数 量	備 考

取扱者

係名

階級

氏名

㊦

第2号様式 (第17条関係)

年 月 日

提 出 物 目 録

大分県公安委員会 園

行政不服審査法
受領しました。

の規定により、下記のとおり

を

記

事 案 の 件 名	提 出 者		提出を受けた年月日	目 録		
	氏 名	住 所		番 号	標 目	数 量
			年 月 日			

取扱者 係名

階級

氏名

㊦

備考 提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参してください。

第3号様式（第23条関係）

第 号
年 月 日

提出書類閲覧日時等指定書
殿

大分県公安委員会 印

につき 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する第38条第3項の規定により、下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知します。

- 1 閲覧の日時 記
- | | | | |
|----|---|-----|-----|
| 午前 | 年 | 月 | 日 |
| 午後 | 年 | 月 | 日まで |
| | | 時から | 午後 |
- 2 閲覧の場所

備考 提出書類等を閲覧する際は、この指定書を持参してください。

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第5号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（大分県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正）

第1条 大分県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成14年大分県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「財団法人暴力追放大分県民会議（平成3年8月8日に財団法人暴力追放大分県民会議という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人暴力追放大分県民会議」に改める。

第3号様式、第4号様式及び第9号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁判」に改める。

第11号様式中「公開決定等」の次に「又は不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「第16条」を「第16条第1項」に改め、「件名」の次に「又は内容」を加える。

（大分県公安委員会が保有する個人情報保護等に関する規則の一部改正）

第2条 大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年大分県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「財団法人暴力追放大分県民会議（平成3年8月8日に財団法人暴力追放大分県民会議という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人暴力追放大分県民会議」に改める。

第4号様式、第5号様式、第11号様式、第14号様式及び第20号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6か月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁判」に改める。

「開示決定等	開示決定等
訂正決定等	訂正決定等
利用停止等決定等	利用停止等決定等
請求に係る不作為	請求に係る不作為

「審査請求」に、「第29条」を「第29条第1項」に、「及び」を「又は」に改める。

（特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正）

第3条 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年大分県公安委員会規則第21号）の

一部を次のように改正する。

第1条中「報告若しくは」を「報告、」に改める。

第5条中「若しくは資料の提出若しくは」を「、資料の提出若しくは」に改める。

第3号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

第4号様式中「行政手続法第27条第2項ただし書の規定に該当する場合で、」を削り、「について不服」を「に不服」に、「ときは」を「場合には」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

第5号様式及び第6号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

(確認事務の委託の手続等に関する細則の一部改正)

第4条 確認事務の委託の手続等に関する細則（平成18年大分県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第16号様式を次のように改める。

第16号様式（第18条関係）

第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住所)
(氏名) 殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証（第 号）の返納を命ずる。

理 由

注1 この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければなりません。

2 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

3 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

大分県公安委員会 図

照 会 先

（放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正）

第5条 放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年大分県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第6号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定の送達を受けた」を「裁判があったことを知った」に、「しなければならぬこととされています。」を「しなければなりません（なお、この場合においても、その審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）」に改める。

第11号様式及び第15号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定を」を「裁判を」に、「決定が」を「裁判が」に、「決定の送達を受けた」を「裁判があったことを知った」に改め、「なりませぬ」の次に「（なお、この場合においても、その審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 4月 1日

大分県公安委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第6号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の一般国道197号の項中

「大分市寿町1丁目1番1地先から大分市荷揚町1丁目1番2地先まで

を

「大分市寿町1丁目1番1地先から大分市荷揚町1丁目1番2地先まで
大分市大字毛井字寺の前314番5から大分市大字片島字津々良2481番1まで

に改め、同表の県道中津

高田線の項中

「中津市大字牛神字堀田408番11地先から中津市大字諸田字浜297番2まで

を

「中津市大字牛神字堀田408番11地先から中津市大字諸田字浜297番2まで
宇佐市大字下庄字野間291番3から宇佐市大字宮熊字柵地356番2まで

に改め、同表の県道大分

狹間線の項の次に次のように加える。

「

県道鶴崎大南線	大分市大字毛井字清水791番3から大分市大字毛井字寺の前317番4まで
---------	-------------------------------------

別表第2の県道大在公共牌頭線の項の次に次のように加える。

「

県道松岡日岡線	大分市大字松岡字猫原7173番9から大分市日岡三丁目7番7まで
---------	---------------------------------

別表第2の県道大分光吉インター線の項の次に次のように加える。

「

県道和气佐野線	宇佐市大字橋津字保久曾477番2から宇佐市大字上庄字神ノ木1315番まで
---------	--------------------------------------

別表第2の県道藤原杵築線の項の次に次のように加える。

「

県道尾永井猿渡線	宇佐市大字上庄字神ノ木1315番から宇佐市大字下庄字野間291番3まで
----------	-------------------------------------

別表第2の県道円座中津線の項の次に次のように加える。

県道西寒多寒田線	大分市大字宮崎字口ノ坪1438番2から大分市大字宮崎字軒田1483番7まで
----------	---------------------------------------

別表第2中

大分市道城崎弁天線	大分市碩田町3丁目6510の2地先から大分市弁天2丁目1967の145地先まで
-----------	---

を

大分市道城崎弁天線	大分市碩田町3丁目6510の2地先から大分市弁天2丁目1967の145地先まで 大分市弁天2丁目1967番124から大分市弁天2丁目1967番141まで
-----------	---

に、

大分市道家島南北6号線	大分市大字家島987番1から大分市大字家島989番1まで
大分市道城崎弁天線	大分市弁天2丁目1967番124から大分市弁天2丁目1967番141まで

を

大分市道家島南北6号線	大分市大字家島987番1から大分市大字家島989番1まで
-------------	------------------------------

に改

め、同表の大分市道三佐工業団地線の項の次に次のように加える。

大分市道山津松岡線	大分市大字毛井字清水793番5から大分市大字毛井字清水783番1まで
大分市道下郡宮崎大通り線	大分市大字宮崎字ヌカワ663番3から大分市大字下郡字崎大通り線向3302番1まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○警察本部告示

大分県警察本部告示第16号

行政不服審査法の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成28年4月1日

大分県警察本部長 松 坂 規 生

(大分県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正)

第1条 大分県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程(平成14年大分県警察本部告示第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「財団法人暴力追放大分県民会議(平成3年8月8日に財団法人暴力追放大分県民会議という名称で設立された法人をいう。)」を「公益財団法人暴力追放大分県民会議」に改める。

第3号様式、第4号様式及び第9号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改める。

(出資法人等の情報公開に関する要綱の一部改正)

第2条 出資法人等の情報公開に関する要綱(平成14年大分県警察本部告示第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「財団法人暴力追放大分県民会議(平成3年8月8日に財団法人暴力追放大分県民会議という名称で設立された法人をいう。)」を「公益財団法人暴力追放大分県民会議」に改める。

(大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正)

第3条 大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程(平成18年大分県警察本部告示第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「財団法人暴力追放大分県民会議(平成3年8月8日に財団法人暴力追放大分県民会議という名称で設立された法人をいう。)」を「公益財団法人暴力追放大分県民会議」に改める。

第4号様式、第5号様式、第11号様式、第14号様式及び第20号様式中「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改める。

(出資法人等の個人情報の保護に関する要綱の一部改正)

第4条 出資法人等の個人情報の保護に関する要綱(平成18年大分県警察本部告示第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「財団法人暴力追放大分県民会議(平成3年8月8日に財団法人暴力追放大分県民会議という名称で設立された法人をいう。)」を「公益財団法人暴力追放大分県民会議」に改める。

附 則

(施行期日)

平成二十八年四月一日

大分県警察本部告示第16号

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの告示の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第5号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

平成28年 4月 1日

大分県警察本部長 松 坂 規 生

第31条の見出しを「（営利企業への従事等許可の申請）」に改め、同条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、「営利企業等に従事」を「営利企業への従事等」に、「営利企業等の従事等許可願」を「営利企業への従事等許可願」に改める。
第32条第1項中「営利企業等従事許可願」を「営利企業への従事等許可願」に改める。
第6号様式中「営利企業等の従事許可願」を「営利企業への従事等許可願」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

大分県警察本部訓令第6号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

警察官の服制に関する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

平成28年 4月 1日

大分県警察本部長 松 坂 規 生

第9条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

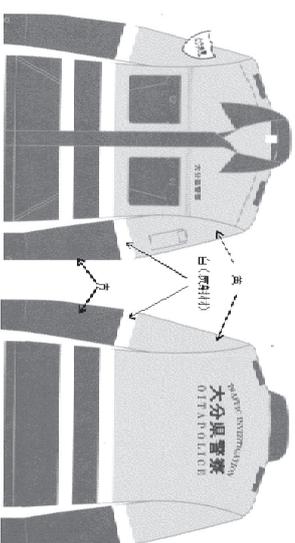
- 2 交通機動隊員等以外の警察官は、交通事故捜査に従事するときは、前項の規定にかかわらず、帽子覆い、あごひも、警笛つりひも及び帯革に代えて交通捜査活動服を着用することができる。

別表第2の4の表に次のように加える。

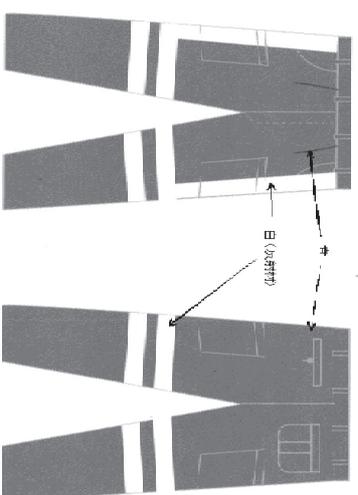
交通捜査活動服	上	青色、黄色及び白色とする。
	地質	合成繊維織物とする。
	衣	形状は別図6のとおり
	ズ	上衣と同色とする。
ボ	ズ	上衣と同色とする。
	地質	上衣と同質とする。
	制式	形状は別図7のとおり

別表第2の4の別図5の次に次の2図を加える。

別図6 上衣



別図7 スボン



附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第7号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察文書管理規程（平成18年大分県警察本部訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

大分県警察本部長 松 坂 規 生

第33条を次のように改める。

第33条 削除

第34条第2項を削る。

第39条中「、官報」を削る。

第43条の見出しを「（県報登載）」に改め、同条第1項中「又は官報」、「県報に登載することを要する文書については」及び「を、官報に登載することを要する文書については」及び「を、原稿4部」を削り、同条第2項中「県報に登載することを要する文書については」及び「を、官報に登載することを要する文書については原稿3部」を削り、同条第3項中「又は官報」を削る。

第55条第1項第3号中「警察文書伝送システム又は」を削る。

第65条第2項中「又は官報」を削る。

第71条第1項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

第72条の見出しを「（県報登載）」に改め、同条第1項中「又は官報」、「県報に登載することを要する文書については」及び「を、官報に登載することを要する文書については」及び「を、原稿4部」を削り、同条第2項中「県報に登載することを要する文書については」及び「を、官報に登載することを要する文書については原稿3部」を削り、同条第3項中「又は官報」を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第8号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

大分県警察本部長 松 坂 規 生

（大分県警察公文書公開事務取扱規程の一部改正）

第1条 大分県警察公文書公開事務取扱規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「決定」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第13条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「決定」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「又は異議申立書（以下「審査請求書等」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「審査請求書等」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第7項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定を」を「裁決を」に、「又は決定書を不服申立人」を「の謄本を審査請求人」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「場合は」の次に「、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第41条第3項の規定により、審理が終了した旨を審査請求人及び参加人に通知するとともに」を加え、「うえ」を「上」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第9項とし、同条第5項を同条第8項とし、同条第4項中「第16条」を「第16条第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 条例第16条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 公開の可否の決定に係る審査請求の場合 審査請求書、決定通知書、請求書及び弁明書の写し（審査請求人及び参加人が反論書を提出している場合）
- (2) 公開請求に係る不作為に係る審査請求の場合 審査請求書、請求書及び弁明書（審査請求人及び参加人が反論書を提出している場合）

第13条第3項の次に次の2項を加える。

4 事務事業担当課は、審査請求を受理したときは、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書（以下「弁明書」という。）を作成し、公安委員会に提出するとともに、その写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

5 事務事業担当課は、弁明書の送付を受けた審査請求人及び参加人に対し、相当の期間を定めて、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書（以下「反論書」という。）の提出を求めるものとする。

第17条第5号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第6号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第1号様式中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程の一部改正）

第2条 大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程（平成18年大分県警察本部訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第4条第6号中「決定」の次に「又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為（以下「開示請求等に係る不作為」という。）」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第5章 不服申立て等」を「第5章 審査請求等」に改める。

第38条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「訂正又は」を「訂正若しくは」に改め、「決定」の次に「又は開示請求等に係る不作為」を加え、「又は異議申立書（以下「審査請求書等」という。）」を削り、同条第3項中「審査請求書等」を「審査請求書」に改め、同条第7項中「不服申立て」を「審査請求」に、「裁決又は決定」を「裁決」に、「又は決定書を不服申立人」を「の謄本を審査請求人」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「場合は」の次に「、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第41条第3項の規定により審理が終了した旨を審査請求人及び参加人に通知するとともに」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「又は決定」を「の手續」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項を同条第8項とし、同条第4項中「前項の規定により審査請求書等を受けし、」を削り、「第29条」を「第29条第1項」に改め、「、関係書類を添えて」を削り、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 条例第29条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 開示、訂正又は利用停止等の可否の決定に係る審査請求の場合 審査請求書、開示決定通知書、訂正決定等通知書又は利用停止等決定等通知書、開示請求書、訂正請求書又は利用停止等請求書及び弁明書の写し（審査請求人及び参加人が反論書を提出している場合にあつては、審査請求書、開示決定通知書、訂正決定等通知書又は利用停止等決定等通知書、開示請求書、訂正請求書又は利用停止等請求書、弁明書及び反論書の写し）
- (2) 開示請求等に係る不作為に係る審査請求の場合 審査請求書、開示請求書、訂正請求書又は利用停止等請求書及び弁明書の写し（審査請求人及び参加人が反論書を提出している場合にあつては、審査請求書、開示請求書、訂正請求書又は利用停止等請求書、弁明書及び反論書の写し）

第38条第3項の次に次の2項を加える。

4 事務事業担当課は、審査請求を受理したときは、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書（以下「弁明書」という。）を作成し、公安委員会に提出するとともに、その写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

5 事務事業担当課は、弁明書の送付を受けた審査請求人及び参加人に対し、相当の期間を定めて、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書（以下「反論書」という。）の提出を求めるものとする。

第42条第11号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第12号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第1号様式、第3号様式及び第4号様式中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（大分県警察職員分限取扱規程の一部改正）

第3条 大分県警察職員分限取扱規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第4号様式の教示の項中「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に、「3か月」を「3月」に改める。

（大分県警察文書管理規程の一部改正）

第4条 大分県警察文書管理規程（平成18年大分県警察本部訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第6号中「不服申立関係文書」を「審査請求関係文書」に改める。

第18条第1項中「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に改める。
 第47条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。
 第76条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。
 別表第2の行政行為・行政事務の項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
 (大分県地方警察職員懲戒取扱規程の一部改正)

第5条 大分県地方警察職員懲戒規程(昭和29年大分県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第6号様式中「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に、「3か月」を「3月」に改める。

(大分県警察における被留置者の留置に関する訓令の一部改正)

第6条 大分県警察における被留置者の留置に関する訓令(平成19年大分県警察本部訓令第29号)の一部を次のように改正する。

第64条中「昭和37年法律第160号」第14条第4項を「平成26年法律第68号」第18条第3項に改める。

第65条中「第21条」を「第23条」に改める。

第66条中「第34条第2項」を「第25条第2項」に改める。

第67条中「第35条」を「第26条」に改める。

第68条中「第36条」を「第39条」に改める。

第69条第1項中「第39条」を「第27条」に改める。

第70条第1項中「第42条第2項」を「第51条第2項」に改める。

第73条中「第14条第4項」を「第18条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
 (経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの訓令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

〇五 部 則

平成七年四月一日付け大分県報号外(七七)に登載の大分県公安委員会規則第三号(大分

県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則)中の訂正

ページ 部 則 正

九 貸与する特種の被服又は装備品の品目 貸与する特殊の被服又は装備品の品目

平成二十四年三月二十八日付け大分県報号外(二九)に登載の大分県警察本部訓令第五号(大分県警察文書管理規程の一部改正)中の訂正

ページ 段 行 部 則 正

二〇 上 左から一六 及び隊」を「 隊及び室 所及び隊」を「所、隊及び室

平成二十七年十二月二十八日付け大分県報号外(二三七)に登載の大分県公安委員会規則第十五号(大分県公安委員会が保有する個人情報保護等に関する規則の一部改正)中の訂正

ページ 段 行 部 則 正

一 下 右から一八 期間 機関

平成二十七年十二月二十八日付け大分県報号外(二三七)に登載の大分県警察本部告示第六十二号(大分県警察本部長が保有する個人情報保護等に関する規程の一部改正)中の訂正

ページ 段 行 部 則 正

五 下 右から二 期間 機関

平成二十七年十二月二十八日付け大分県報号外(二三七)に登載の大分県警察本部訓令第二十一号(大分県警察が保有する個人情報開示等に関する事務取扱規程の一部改正)中の訂正

ページ 段 行 部 則 正

八 下 左から九 代理人。 代理人

九 上 右から四 特定個人情報 特定個人情報等

九	上	左から一	特定個人情報等に関する 特定個人情報等に関する 利用停止	特定個人情報等に関する 特定個人情報等に関する 利用停止等
九	下	左から三	特定個人情報等に関する 特定個人情報等に関する 利用停止	特定個人情報等に関する 特定個人情報等に関する 利用停止等
一〇	上	右から九	特定個人情報等に関する 特定個人情報等に関する 利用停止	特定個人情報等に関する 特定個人情報等に関する 利用停止等